2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

2) 受託者の義務

1. 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
2. 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理権実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

6) 経営管理権の設定等の条件

1. 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

1.1. 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

1.2. 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

2. 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

3. 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

4. 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

7) 森林への立入り及び施設の利用等

乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

8) 甲への通知

当該森林について販売収入が生じた場合、経営管理権実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

9) 森林保険**（経営管理実施権が設定されなかった場合）**

1. 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

2. 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育成する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。

3. 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年〇月〇日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
4. 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

10) 森林保険**（経営管理実施権が設定された場合）**

1. 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
2. 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に育成する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
3. 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理権実施権者に委するものとし、経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理権実施権者に帰属させるものとする。

11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

1. 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき。
2. 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき。
3. 当該森林の土地が公用、公益事業の用に供されるとき。

12) 損害の賠償

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

1. 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

2. 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

14) 甲の通知及び届出

1. 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめその旨を通知しなければならない。
2. 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

15) 経営管理実施権配分計画の作成

1. 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
2. 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
3. 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

16) その他

この経営管理権集積計画の定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。